

## 個人情報の開示等の求めへの対応について

レインズに登録されている成約情報は個人情報です。

個人情報保護法施行に伴い、個人情報の本人から、その情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下、開示等と記す。）の申し出があれば、速やかに対応しなければなりません。

ご承知の通り、レインズに登録された成約情報の内容は、「物件概要」「価格」など不動産自体の属性を示す情報のみであり、売主、買主又は借主、貸主、などが誰であるかの情報をまったく有していない特殊な個人情報です。従って、機構が開示等の申し出に対応するにあたっては、申し出人が本人であることの確認、及び成約情報の正確で厳密な特定・確認が必要になります。

申し出人が本人であることを正確に確認することができ、又、申し出の対象となる物件を正確に特定・確認ができる立場にみえるのは、申すまでもなく、媒介契約を受け、元付業者としてレインズ登録を行い、売買（賃貸借）契約に立ち会うなどの業務に携わった会員各位であります。よって、本人が機構に対して開示等の申し出をされる際には、元付業者による「個人情報特定・確認書」があれば、上記の確認を省略できる旨の案内をさせていただいております。

上記により、申し出をされる本人から、「個人情報特定・確認書」の作成依頼があった場合は、速やかな対応をお願いいたします。

「個人情報特定・確認書」の発行を受けた本人には、それを「個人情報開示等請求書」とともに、サブセンターに提出していただき、サブセンターが開示等の具体的な作業を担当することになっております。ただし、本人からサブセンターへの手続きまでを含めて依頼された場合は、お手数ですが本人から「個人情報開示等請求書」をお受け取りいただき、「個人情報特定・確認書」とともに所属のサブセンターに送付していただきますよう、よろしくお願いいたします。

その場合、サブセンターは、必要な確認を行った上、速やかに対応し、速やかにその結果をご本人に通知、ご報告いたします。

開示等の申し出は、買主又は借主から客付業者になされる場合があります。その場合は、客付業者として、本人であることの確認をしていただいた上で、元付業者にご連絡いただき、物件の特定・確認と「個人情報特定・確認書」の作成を依頼して下さい。元付業者の方々は、客付業者の方々からそのような依頼がありましたら、よろしくお取り計らいの程、お願いいたします。